

立替払返金領収書の作成について

《令和3年度以降》
購入した時点で通帳に資金が無い場合、または通帳に資金がある場合、領収書の日付が、通帳から出金した日より前の場合は、『立替払返金領収書』が必要になります。
(下に参考様式を掲載します。)

【出金と購入の日付の参考例】		
通帳から出金した日	領収書の日付	『立替払返金領収書』の要否
4/9	4/10	不要
4/10	4/10	不要
4/11	4/10	必要

金銭出納簿に記入する日	領収書番号	1
領収書(立替払返金領収書)	活動組織名:	滋賀まるごと保全隊

立替払の場合は右記のとおり	立替払返金領収書	
	立替金を受領した日付	令和2年4月12日
	金額	¥ 2,400 円
	滋賀まるごと保全隊 代表様 まるごと太郎 上記立替代金の返金を受領しました。	
	受領者(サイン・印)	土連 次郎

活動日: 4月11日 活動内容: 水路の泥上げ

【領収書貼付欄】	
<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>滋賀まるごと保全隊様 令和2年4月10日</p> <p>領収金額 ¥2,400 円也</p> <p>上記金額を正に領収しました。</p> <p>但し、お茶1ヶ箱(24本@100)として 〇〇市〇〇町〇番 〇〇商店 〇〇二 </p>	

別紙用紙に貼付し、別添とすることでも可

お知らせ

★まるごとの活動の参考となるDVDを無料で貸し出しています。

●DVD●

◆NO.2「草花を活かして景観づくり」

《みんなでつくろう！花咲く田畑と香るあぜ道》

◆NO.3「水路を活かして生態系保全」

《田んぼと水路を生きものたちのゆりかごに！》

◆NO.4「共同活動でムラを一つに！」

《「長寿命化」で豊かな農地・水・環境を後世へ》

◆NO.5「水路を長持ちさせるには？」

《簡易補修の基礎と点検・診断》

◆NO.6「水路の簡易補修マニュアル」

《簡易補修のポイントと実際》

◆「みんなで草刈り編」

《この手があった！ラクに安全に草刈り作業を共同で進めるときの工夫・アイデア》

◆「雑草管理の基本技術と実際」

●第1巻 雜草管理の基本と雑草の実際

●第2巻 田んぼ・あぜの雑草

●第3巻 畑の雑草

●第4巻 土・作物・景観もよくなる農家の工夫

★ご希望の方は推進協議会事務局までご連絡ください。

まるごとだより 第48号

にぎわいある農村をみんなで守り育てよう



第2回農村まるごと保全技術研修会を開催しました

令和3年3月17日(水)13時30分から16時まで、新型コロナウィルス感染症対策としてオンラインにより研修会を開催したところ、県内各地より93名の方のご参加をいただきました。さらに、当日参加できない方のために録画の配信を実施しました。何分にも不慣れなため、運営上不都合な点もありご迷惑をおかけしましたが、ご参加いただいた皆様、お忙しい中ありがとうございました。

終了後研修会に対するアンケートをお願いしたところ、「研修時間が長すぎる。」や「音声の聞き取りづらいところがあった。」などのご意見をいただきました。今後の研修会開催の参考にさせていただきます。



→滋賀県土地改良事業団体連合会を基地局として、研修会に参加ご希望の皆様にむけてオンラインで開催しました。開会前に、参加者の皆さんには、「田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール」受賞作品9点をオンラインで放映しご覧いただきました。



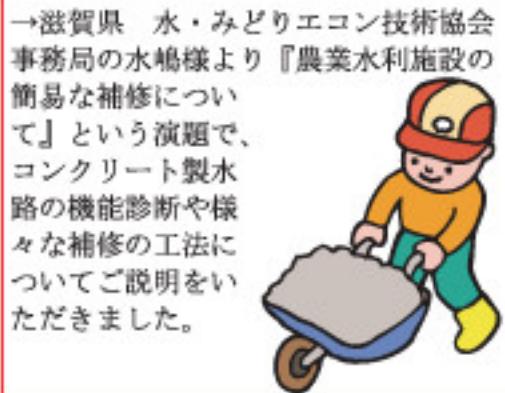
目次

☆第2回『農村まるごと保全技術研修会』を開催しました

☆世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の施策評価(滋賀県農政水産部農村振興課)

☆立替払返金領収書の作成について

発行(2021.3)

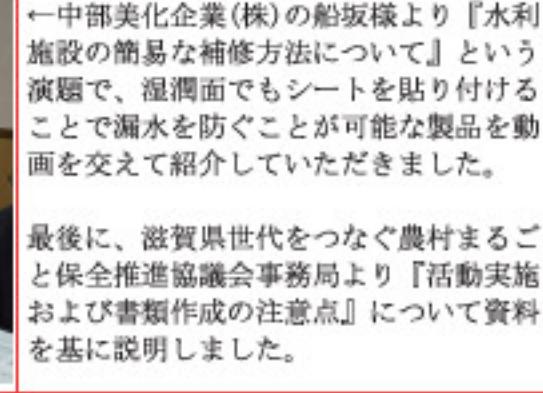


講師:水嶋さん

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

〒521-1224
東近江市林町601番地
水土里ネット滋賀内

電話 0748-42-4806
FAX 0748-42-5574
Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com



講師:船坂さん

→中部美化企業(株)の船坂様より『水利施設の簡易な補修方法について』という演題で、混潤面でもシートを貼り付けることで漏水を防ぐことが可能な製品を動画を交えて紹介いただきました。

最後に、滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会事務局より『活動実施および書類作成の注意点』について資料を基に説明しました。

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会

- 本協議会は、活動組織への支援として技術研修会の開催や情報発信などを行っています。
- 書類作成にかかる参考資料や活動事例などの情報をホームページでお知らせしています。

<http://www.shiga-nouson-marugoto.com/index.html>

Email: kyougikai@shiga-nouson-marugoto.com

農村まるごと

扶桑



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の施策評価

滋賀県農政水産部農村振興課

◆実施状況について

令和2年度の取組は、545組(950集落)が県内農振農用地の約7割(約36,000ha)の農地において、農地の草刈や水路の泥上げなど基礎的な活動を行う「農地維持支払」に取り組まれている。(図1)

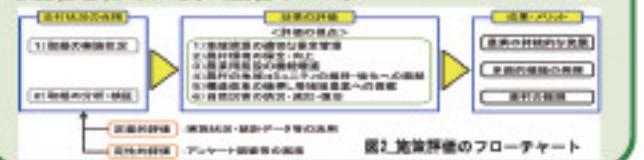
農業者だけでなく自治会や子ども会など非農業者も参画した地域ぐるみの共同活動により、農地・農業用施設の適切な保全管理活動を実施している。



◆施策評価について

本対策の趣旨である「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」と「担い手農家への農地集積など構造改革の後押し」の成果として、図2の①～⑥の6項目の効果について評価を実施。

評価にあたっては、R1活動組織の555組織の中から250組織を無作為抽出してアンケート調査を実施し、191組織から回答を得ている。(回答率76%)



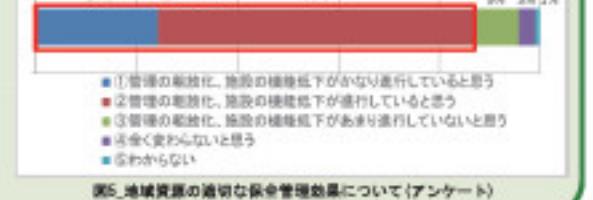
◆施策評価結果①【地域資源の適切な保全管理】

○本対策の実施により、これまでの5年間で県内約40haの遊休農地が解消するとともに、最大約860ha²の遊休農地発生の抑制につながっていると推定。(図3,4)
※農水省の施策評価における効果算出方法により算出

○約9割の組織が「本対策に取り組まなかった場合、耕作放棄や農業用施設の機能低下がかなり進行していた」と回答。(図5)



➡ 本対策は、地域資源の適切な保全管理に貢献



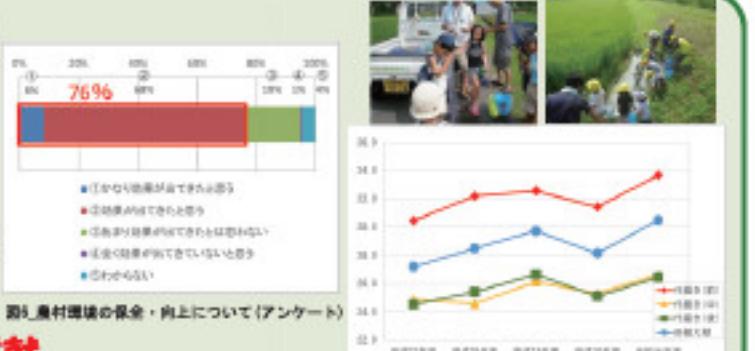
◆施策評価結果②【農村環境の保全・向上】

○本県では、水田からの漏水管理や水質モニタリング等を行う水質保全活動と生きもの観察会や生物移動経路の確保等を行う生態系保全活動を必須の取組としている。

○約8割の組織が「水質が向上するなど環境保全効果がかなり出てきている」と回答。(図6)

○農業排水は流入する主要河川の代かき期から田植え期における透視度は、本対策開始から間もない平成21年度以降横ばいであったが、近年は改善傾向にある。(図7)

➡ 本対策は、農村環境の保全・向上に貢献



◆施策評価結果③【農業用施設の機能増進】

○琵琶湖総合開発により集中的に整備された農業用水利施設の多くが整備後30年以上経過するなど老朽化が進んだ農業水利施設の長寿命化対策を計画的に実施。

○約9割の組織が「本対策に取り組まなかった場合、10年後には施設の老朽化により農業生産等に著しい支障が発生する恐れがある」と回答。(図8)



➡ 本対策は、農業用施設の機能増進に貢献

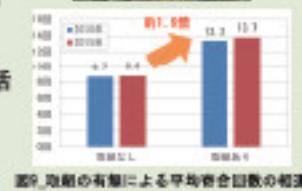
◆施策評価結果④【農村の地域コミュニティの維持・強化】

○組織における非農業者等の構成割合は、平成26年度の34%から令和元年度は49%と大幅に増加するなど多様な主体の参画を得た共同活動が行われている。また、非農業者等の構成比率が高い組織ほど活動数は増加する傾向。(非農業者構成割合⇒活動項目数：20%未満⇒6, 20%以上⇒7～8)

○(参考)全国調査では、本対策に取り組んでいる集落の平均寄合回数は、未取組集落の約1.6倍の回数で実施。(図9)

○アンケート調査では、「本対策をきっかけに子どもが参加する地域活動が新たに始まった」、「活動が活発になった」と多くの組織が回答。

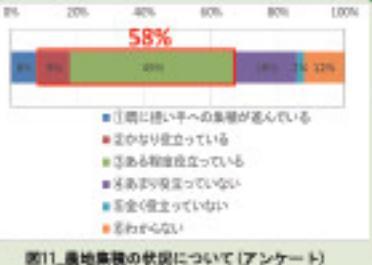
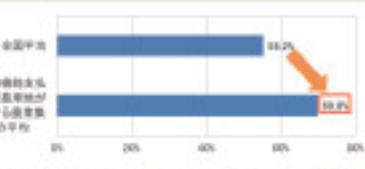
➡ 本対策は、農村の地域コミュニティの維持・強化に貢献



◆施策評価結果⑤【構造改革の後押し等地域農業の振興】

○(参考)全国調査では、本対策に取り組む集落等は全国平均に比べ担い手農家への農地集積が高いことを確認。(図10)

○約6割の組織が「本対策が農地集積や集積に向けた話し合いのきっかけとして役立っている」と回答。(図11)



➡ 本対策は、構造改革の後押し等地域農業の振興に貢献

◆施策評価結果⑥【自然災害の防災・減災】

○約8割の組織が「水路など施設の軽微な補修」に取り組み、日常点検に基づく適正な施設の保全管理を実施。

○特に、近年の異常気象により多発する豪雨災害への対応として、水田の貯留機能を増進し下流域の洪水被害軽減を図る「田んぼダム」の取組を国に先駆けて推進。過去の水害経験を踏まえ、東近江市の5地区において実施。(図12)



➡ 本対策は、自然災害の防災・減災(地域防災力の向上)に貢献

◆施策評価の結果のまとめ

「農業の持続的な発展」

「多面的機能の発揮」

「農村の振興」

農業農村の維持・発展に寄与していることを確認!

農地・農業用施設の適正な保全管理を実現していくためにも、本対策による地域ぐるみでの共同活動は重要であると評価!

◆今後の取り組みについて

県・市町・推進協議会では、引き続き、本対策により地域の共同活動を支援し、「農業農村の有する多面的機能の維持・発揮」や「農家への農地集積など構造改革の後押し」など、多様な効果発現を着実に図ってまいります。

